

【長野市内、須坂市内、千曲市内、坂城町内、小布施町内、高山村内の営業時間短縮等要項店舗対象】

「信州の安心なお店」認証店の協力金支給パターンについて

■パターン①



■パターン②



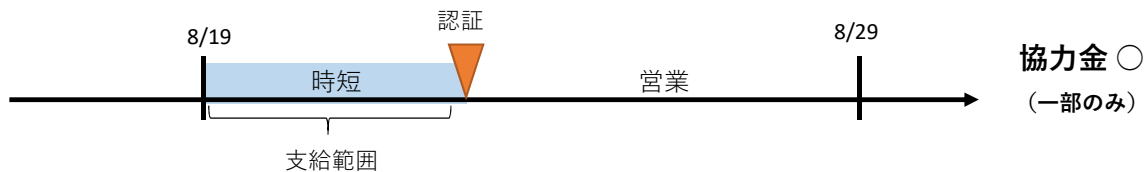
■パターン③



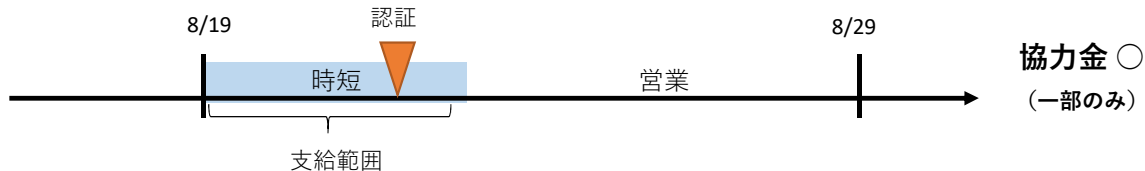
■パターン④



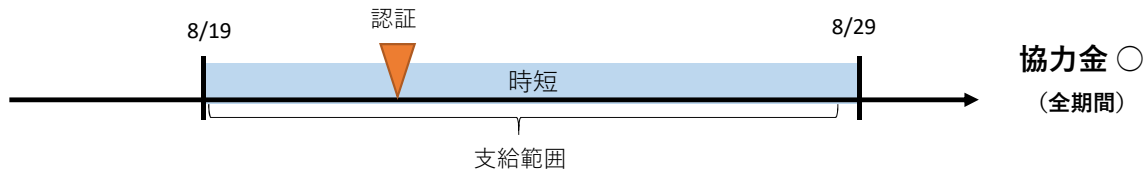
■パターン⑤



■パターン⑥



■パターン⑦



■パターン⑧



※営業時間短縮等については、やむを得ない事情により8/20あるいは8/21から開始しても協力金の対象となります。
(遅れて開始した分の協力金は減額となります。)

なお、営業時間短縮等を8/22以降から開始した場合は協力金を支給できませんのでご注意ください。

※新規に「信州の安心なお店」の認証取得を希望される方へ（パターン⑤、⑥の例外）

時短要請期間中、新規認証の巡回を受けるまでの期間は、原則として20時までの営業時間の短縮をお願いします
(日数に応じて協力金が支給されます)。

ただし、新規認証の巡回を受けるまでの期間においても、チェックシートに記載の感染対策を取り、巡回を受けることを前提として、20時以降の営業を継続することも可能です。